

令和2年

3月市議会定例会意見書案

議案会第2号	P C B廃棄物等に関する取組強化を求める意見書……………	3
議案会第3号	中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を 求める意見書……………	6
議案会第4号	ライドシェア導入の慎重な検討を求める意見書……………	9

議案会第2号

地方自治法第99条の規定により、PCB廃棄物等に関する取組強化を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、環境大臣に対し、意見書を提出する。

令和2年3月27日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

PCB廃棄物等に関する取組強化を求める意見書

PCB廃棄物等を期限内に確実にかつ適正に処理するためにはPCB廃棄物等を漏れなく把握する必要がありますが、PCBに関する法制度等について十分な理解、認識がされていない事業者及び国民が存在し、その把握漏れが懸念されます。また、PCB廃棄物等の所有者による調査分析、収集運搬、処分を行うにおいてはその費用負担が大きく、その対応も不十分です。さらに、期限内に処分されなかったPCB廃棄物は都道府県市が行政代執行により処分しなければならぬとされており、PCB廃棄物の処分費用等を初め行政代執行等による事務負担や財政負担が懸念されます。

また、特別処分計画を過ぎてから発見された場合には、事業者がみずから処理するまで適切に保管すると定められてはいますが、処理には多大な設備・高度な技術等が必要で事業者による処理は非常に困難なため、保管の長期化や永久保管に至ることが懸念されます。

低濃度PCB使用製品に関しては、処分期間こそ令和9年3月末までと定められていますが、廃棄の義務づけ等の詳細が定められていないことから把握の作業が困難です。負担軽減制度は高濃度PCB廃棄物が対象であり、低濃度PCB廃棄物は対象になっていないなど課題もあります。

よって、下記事項について早急に取り組むことを強く要望します。

記

- 1 国において、マスメディア等を活用し、PCBに関する法制度等について事業者及び国民の理解・認識を向上させるため、継続的に広範囲な広報・啓発を実施すること
- 1 国民へのPCB廃棄物等の保有の有無に対する調査分析、収集運搬、処分の全ての工程における費用補助制度、並びに実際に事務処理作業を行う都道府県市に対する交付金等のさらなる財政支援を行うこと
- 1 低濃度PCB使用製品等に関する規制と、使用・保管実態を把握し処分期間内に適正処理をするための法整備及びさらなる財政支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

豊橋市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
環境大臣		

議案会第3号

地方自治法第99条の規定により、中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和2年3月27日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	松崎正尚
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光
	同	古関充宏
	同	鈴木博
	同	芳賀裕崇

中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきています。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されましたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくありません。本市においても、国の推計値から3,000人以上はいるものと思われまます。これまでもさまざまな取り組みを実施している現状ではありますが、さらに各市町村が取り組みやすくなるよう、国の政策としての後押しが必要であると考えます。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきましたが、今後はより身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであります。

よって国におかれましては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を越えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること
- 1 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保や、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にあウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

豊橋市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		

議案会第4号

地方自治法第99条の規定により、ライドシェア導入の慎重な検討を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）に対し、意見書を提出する。

令和2年3月27日提出

提出者 豊橋市議会議員 近藤修司

同 松崎正尚

同 山田静雄

同 尾林伸治

同 斎藤啓

同 伊藤篤哉

同 坂柳泰光

同 古関充宏

同 鈴木博

同 芳賀裕崇

ライドシェア導入の慎重な検討を求める意見書

人口減少による鉄道・バス路線の廃止や高齢化による運転免許の自主返納に伴う交通弱者の増加、訪日外国人観光客の急増などに対応するため、地域の移動手段の充実を図ることが求められています。

こうした中、過疎地域等については、自家用自動車による旅客運送が特例で認められていますが、さらに国においては、特定の地域に限らず、事業者がスマートフォンのアプリケーション等を活用して運転手と利用者を仲介し、一般の運転手が自家用自動車を用いて有償で運送を行う、いわゆるライドシェアについて、規制改革推進会議等で議論が行われた経緯があります。

しかしながらライドシェアについては、道路運送法に抵触する白タク行為に該当する旨の指摘がなされているとともに、事業者は運行管理や車両整備等に責任を負わないため、これらが適切になされているか不透明であることや交通事故発生時の対応が運転手任せになること、また既に普及している海外においては、運転手による暴行等が多数発生していることなど利用者の安全・安心が担保されていない旨の指摘がなされています。

よって国におかれましては、利用者の安全・安心に大きな懸念があるライドシェアの導入について、慎重に検討されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(規制改革)

} あて